

令和3年横審第10号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官山口義広出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年8月2日06時50分

三重県ハンス鼻北東方海域

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

総 ト ン 数 2.4トン

登 録 長 6.92メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 69キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵室を配し、操舵室前部右舷側に舵輪、舵輪前部にレーダー、魚群探知機及びGPSプロッター、同右舷側に機関遠隔操縦装置、同後方に操縦席をそれぞれ備えたFRP製プレジャーモーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、親族1人を乗せ、釣りの目的で、船首0.5メートル船尾0.7メートルの喫水をもって、令和2年8月2日04時30分愛知県知多市所在のマリーナを発し、桃取水道及び加布良古水道を經由して三重県ハンス鼻東方沖合の釣り場に向かった。

ところで、加布良古水道南口付近には三重県石鏡島を中心として浅礁脈が南北に広がり、石鏡島南方約500メートルのところに南北約250メートル東西約150メートルの範囲でタナバシと呼ばれる水上岩を含む干出礁（以下「タナバシ浅礁域」という。）があり、その南側約500メートルの地点に右舷標識であるタナバシ灯浮標が設置されていた。

a受審人は、06時43分半石鏡灯台から322度（真方位、以下同じ。）2.11海里の地点で、加布良古水道を東行しているとき、平素釣り場に向かうときに航行している三重県上ノ島及び石鏡島北方沖合に、約30隻の遊漁船及びプレジャーボートを認めたので、同船群を避けるために、海図ソフトをインストールしたタブレット端末（以下「タブレット端末」という。）に表示されたタナバシ浅礁域の南側沖合を航行することとした。

タナバシ浅礁域の南方沖合を航行するにあたり、a受審人は、加布良古水道を航行した経験はあったものの、平素、上ノ島及び石鏡島の北方沖合を航行しており、同域の南側沖合を航行するのは初めてで、タナバシ浅礁域周辺の詳細を把握していなかったが、タブレット端末

に表示されたタナバシ浅礁域の形状が石鏡島浅礁域の形状に似ていた  
ので、タナバシ浅礁域も石鏡島と同様に海面上に見え、目視できる水  
上岩の南側を航行すれば、無難に航行できるものと思い、タブレット  
端末を拡大表示させてタナバシ浅礁域と石鏡島付近の水上岩の詳細状  
況を確認するなど、水路調査を十分に行わなかった。

a 受審人は、06時44分石鏡灯台から325度2.00海里の地  
点で、船首左舷に視認した石鏡島をタナバシ浅礁域と誤認して針路を  
129度に定め、機関を毎分回転数3,000にかけ、18.0ノットの  
対地速力で手動操舵によって進行した。

a 受審人は、同乗者を船体後部の椅子に腰を掛けさせ、自らは操縦  
席に腰を掛けて操船に当たり、06時47分石鏡灯台から338度  
1.13海里の地点に達したとき、正船首1,670メートルのところ  
にあるタナバシ浅礁域に向首して接近する状況となったものの、タナ  
バシ浅礁域と誤認した石鏡島を左舷に見ながら続航し、06時50分  
石鏡灯台から029度1,050メートルの地点において、Aは、原  
針路、原速力のまま、タナバシ浅礁域に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風はほとんどなく、潮候は下げ潮の初期にあたり、  
視界は良好だった。

乗揚の結果、右舷中央部船底外板に破口及びプロペラ翼に欠損を生  
じ、のち廃船処理された。

#### (原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、加布良古水道において、予定進路を変更して釣り場に向  
けて航行するにあたり、水路調査が不十分で、タナバシ浅礁域に向首し  
て接近したことによって発生したものである。

a 受審人は、加布良古水道において、予定進路を変更して釣り場に向

けて航行する場合，タナバシ浅礁域に向首して接近することのないよう，タブレット端末を拡大表示させてタナバシ浅礁域及び石鏡島付近の水上岩の詳細状況を確認するなど，水路調査を十分に行うべき注意義務があった。ところが，同人は，タナバシ浅礁域も石鏡島と同様に海面上に見え，目視できる水上岩の南側を航行すれば，無難に航行できると思い，水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により，タナバシ浅礁域に向首接近して乗揚を招き，船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては，海難審判法第 3 条の規定により，同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 3 年 8 月 1 8 日

横浜地方海難審判所

審判長 審判官 岩 崎 欣 吾

審判官 吉 川 弘 一

審判官 菅 生 貴 繁